



総合支援資金

失業等によってお困りの方へ



1. 貸付対象 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、2 ページの記載条件および次の全ての条件に該当する世帯

- ① 失業や収入の減少により生計の維持が困難となった低所得世帯であること
- ② 就労することが可能な状態にあり、求職活動など仕事に就く努力をしていること
- ③ 貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活や償還を見込めること
- ④ 原則として、離職の日から2年を超えていないこと
- ⑤ 失業等給付を受給中（給付制限中は除く）ではないこと（受給者がいる世帯を含む）
- ⑥ 借入申込者の本人確認が可能であること
- ⑦ 現に住居を有していること、または住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ⑧ 実施主体及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑨ 失業等給付、職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当、生活保護、年金などの他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費をまかなうことができないこと

※貸付対象とならない場合（2 ページの記載のほか、総合支援資金特有の具体例）

- 借入申込前に、定職を有していなかった方
- 再就職への意欲があいまいな方や病気療養中等により求職活動を行うことが困難な方
- 現在、離職者支援資金を借受けている方
- 職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当を受けている方
- 雇用保険一般求職者給付受給中の方
- 日雇労働被保険者手帳（雇用保険法第44条）、日雇特例被保険者手帳（健康保険法第69条の9）を保有している方
- 年金を受給中の方
- 生活保護世帯の世帯員の方
- 現に、世帯合計収入が生活保護水準の1.8倍を超えている方

2. 資金の種類と貸付限度額

	貸付限度額	条 件 な ど
生活支援費	月額 20万円以内 (単身世帯は 15万円以内)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活再建までの生活資金として貸付するものです。 ○就職活動、生活状況等の定期的な報告・相談、書類提出が必要です。 ○貸付月額の算定は、原則として、離職前直近3カ月の平均月収を限度とします。ただし、その上限は月額20万円もしくは、生活保護基準の1.8倍のいずれか低い方の金額とします。 ○世帯収入がある場合は、貸付金額の算定の上で差引きます。 ○貸付期間は当初3ヵ月以内です。(延長が必要な方は、3ヵ月以内の範囲で増額申請できます [要審査].) ○貸付期間は合計して12ヵ月以内です。
住宅入居費	40万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ○敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用として、貸付するものです。 ○原則として、住居確保給付金を申請している場合に限りです。 ○住居のない離職者で、住居確保給付金が支給されるまでの生活費については、臨時特例つなぎ資金の申請ができます。
一時生活再建費	60万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ○生活再建に必要な一時的費用を貸付するものです。 ○貸付対象例 <ul style="list-style-type: none"> ・生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用、家具什器費 ・退去勧告がある場合の家賃、公共料金滞納（税・社会保険料は除外）。この場合、失業や減収による滞納に限りです。 ○家具什器費は、単身世帯は35万円以内、複数世帯は50万円以内が上限です。

- 3. 貸付金の利率** 連帯保証人を立てられる場合：無利子
連帯保証人を立てられない場合：年1.5% ※連帯保証人の条件は、3ページ参照
- 4. 据置期間** いずれの資金も3ヵ月以内
- 5. 償還期間** 生活支援費：据置期間経過後10年以内
住宅入居費：据置期間経過後3年以内
一時生活再建費：据置期間経過後5年以内
- 6. 生活困窮者自立相談支援の利用** ○原則として、初回の借入申込時に、生活困窮者自立相談支援事業の利用申込、面談が必要です。
○増額の借入を希望する場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援プランが必要です。
- 7. 申込に必要な書類** 必要書類は次のとおりです。複数の資金を同時に申込する場合、共通する書類は1部で結構です。
ただし、京都府社協が必要と判断したときは、追加書類の提出をお願いすることがあります。また、添付する書類をお持ちでない場合は、窓口でご相談ください。

	必 要 書 類
生活支援費	①借入申込書 ②運転免許証又は健康保険証の写し ③世帯全員の住民票（直近1ヵ月以内のもの）（※） ④連帯保証人に収入があることを証明する書類 ⑤求職活動等の自立に向けた取り組みについての計画書 （就職による収入増等、世帯の自立が見込まれる計画であることが必要です。） ⑥他の公的給付・公的貸付について、その利用又は申請状況がわかる書類 ⑦離職又は世帯収入が減少していることを証明する書類 ・離職中であることを証明する書類（例示） 離職票、雇用保険受給資格者証、退職辞令、離職前の雇用主が発行する離職証明、健康保険任意継続被保険者証、個人事業の廃業届等 ・世帯収入が減少していることを証明する書類（例示） 世帯員の離職票又は退職辞令（勤務先の代表者印が押印されているもの）、直近6ヵ月の給与明細等 ⑧履歴書の写し ⑨自立相談支援事業の利用及び個人情報の取扱いに関する同意書 ※住居確保給付金を申請している場合は、コピーの提出で結構です。
住宅入居費	生活支援費の必要書類①～⑨のほか、 ①貸主又は貸主から委任を受けた事業者と締結した不動産賃貸契約の契約書の写し（契約が住宅入居費の借入申込後にしか締結できない場合には、締結後に速やかに市区町村社協に提出してください。） ②不動産業者等が発行した「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し（※） ③住居確保給付金の実施主体から提出された「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し（※） ※住居確保給付金の申請に関する書類です。
一時生活再建費	生活支援費の必要書類①～⑨のほか、 必要な経費にかかる請求書又は見積書その他、京都府社協が必要と認める書類

- 8. 貸付金の送金** ○住宅入居費は、不動産仲介業者の口座に直接振込みます。
○生活支援費は、1ヵ月毎に送金します。（前倒による送金はいりません。）
○臨時特例つなぎ資金を借受けている方が償還金を滞納した場合は、本資金の貸付を停止します。
○貸付期間中、新たに収入を得た場合は、貸付金を減額することがあります。
- 9. 貸付決定後の報告** ○一時生活再建費で購入した費用の領収書提出が必要です。提出されないときは、生活支援費の貸付ができないことがあります。
○アルバイトや正規職員など就職が決定したときは、すみやかに市区町村社協まで報告してください。